

もしも自分や親が要介護状態になったとき

家族介護には限度が でも独りだけでしょいこまないで

2027年の介護保険制度改正にあたり、従来は「自助、共助、公助」であったものに
互助が加わり「自助、互助、共助、公助」に改められました。

自助とは＝自分のことは自分自身で対処する

互助とは＝近隣の住民との助け合いや、仲間による助け合いなどで対処する

共助とは＝ともに助け合う仕組み、社会保障制度を利用する

公助とは＝税による対応、措置制度等を利用する

互助

近隣の住民との助け合い・仲間による助け合い

「平成27年度介護保険改正」では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、
重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続
けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地
域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を目指しています。

介護の要は人手の確保です。誰に介護を頼めますか？

講師 福元圭子（全国介護児童福祉協議会=ぜんしきょう=看護師・ケアマネージャー）
須齋美智子（ライフ・アンド・エンディングセンター理事長）

日時	内容	場所
4月27日(水) 午 後1時30分～3時30分	介護は人手に頼らざるを得ませんが、誰に頼むかを話し合い考えましょう	浦和コミセン第 9集会室 (コムナーレ10F)
5月13日(金) 午後1時30分～3時30分	介護の現実を知って、対処法を話し合いましょう	浦和コミセン第 7集会室 (コムナーレ10F)

申し込み 電話 048-855-1238 FAX 048-855-1006 Email office@npolec.org

主催 NPO法人ライフ・アンド・エンディングセンター・ぴこ倶楽部 (入場無料)